

(仮称) 西条市市民活動支援センター開設準備委員会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、(仮称) 西条市市民活動支援センター開設準備委員会 (以下「委員会」という。) の会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 会議の公開は、委員会が委員会の傍聴を希望する者 (以下「傍聴希望者」という。) に、当該委員会の傍聴を承認することにより行うものとする。

2 傍聴者 (前項の規定による承認を受けた傍聴希望者をいう。以下同じ。) の定員は定めがないが、会場における適正人数を超えると委員会が認める場合、委員会は傍聴者の数を制限することができる。

(傍聴手続き)

第3条 傍聴者は、受付で住所、氏名を記入し、事務局の職員の指示に従い入室するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、委員会を傍聴するに当たって、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴するものとし、委員会における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 会議中において、非公開に係る事項を審議等しようとするとき、又は想定に反し非公開とすべき事項を審議等する必要が生じた場合において、当該非公開の決定がなされたときは、傍聴者は直ちに会場から退場しなければならない。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の審議等を阻害すると委員会が認める行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第5条 委員会は、傍聴者が委員会を傍聴するに当たり、前条の規定による遵守事項を守らないときは、これを注意し、当該傍聴者がなおこれに従わないときは、当該傍聴者を会場から退場させることができる。

(事務局の指示)

第6条 傍聴者は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成26年6月27日から施行する。